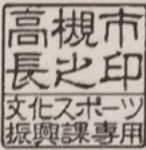


高槻市立文化会館使用許可書

第2019-004014-00号
令和02年 1月31日

高槻市長 濱田 剛史



申請者	住所	569-0078 大阪府高槻市大手町3-46 高槻商工会議所内	利用者番号	300194
	氏名	一般社団法人 高槻青年会議所 元木 弘教	電話番号	675-9374

次のとおり高槻市立文化会館の使用を許可します。

行事名称		高槻JC 2月例会リハーサル			使用目的	会議室利用
	使用日	使用施設	使用時間	入場料金等	入場予定人数	使用料
1	令和02年2月10日(月)	集会室205号	18:00~22:00		10人	施設 附属設備 3,320円 100円
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

許可条件等

使用料	施設使用料合計	3,320円
	市外居住者加算額	0円
	有料入場加算額	0円
	冷房・暖房使用料	0円
	附属設備使用料	100円
	合計額	3,420円

高槻市立文化会館使用料領収書

令和02年 2月 5日 領収番号 2019004475

一般社団法人 高槻青年会議所 様

次のとおり 令和02年 2月 5日付け
第2019-004014-00号による
使用料を領収しました。

領収額 3,420円

(教示) 20.2.-5

1 公の施設を利用する権利に関する処分について
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

2 使用料の徴収に関する処分について
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。